

平成 22 年度 遊休農地(耕作放棄地)の有効利用について

平成 22 年 5 月 28 日
岩手県農業会議

1 これまでの取り組みについて

◇ 耕作放棄地全体調査の実施

平成 20 年度、市町村・農業委員会は、関係団体と連携し、耕作放棄地全体調査を行い(平成 21 年度フォローアップ調査を実施)耕作放棄地の状況に応じて色分け。

《調査の概要》

緑	黄	赤
直ちに耕作することが可能な農地 約 2,200ha うち農用地区域 約 1,700ha	基盤整備を実施して農業利用すべき農地 約 2,000ha うち農用地区域 約 1,600ha	農地に復元して利用することが不可能な農地 約 2,700ha うち農用地区域 約 1,800ha
↓		
解消の対象となる耕作放棄地 約 3,300ha		

《営農再開・保全管理の分類》(解消分類)

地域耕作放棄地対策協議会は、「緑」、「黄」に位置づけられた耕作放棄地について、「営農再開」又は「保全管理」に分類。

営農再開		保全管理
基盤整備不要	基盤整備必要	
ア 営農再開に支障がない農地	ア～ウの全てに該当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民農園 ・ 景観作物の植栽 ・ 草刈り、水張り 等
イ 耕作者が以下の何れかに該当		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者による営農再開 ・ 担い手等借り手による耕作 ・ 企業等の新規参入 ・ 畜産農家等による利用 		
ウ 導入作物が決まっている		

2 農地法等の改正と農地利用実態調査の実施等について

◇ 農地パトロール、利用状況調査、耕作放棄地全体調査の位置づけ

① 農業委員会系統組織は、これまで組織運動として農地パトロールに取り組んできた。また、平成 20 年度からは、市町村等の関係機関・団体と連携し耕作放棄地全体調査を実施している。さらに、改正農地法の施行を受け、利用状況調査の実施が義務づけられた。

② こうした状況を踏まえ、農地パトロール月間*に実施する農地パトロールは、利用状況調査と位置づけて実施する。

※ 全国農業会議所では、平成 22 年 8～11 月を全国統一の「農地パトロール月間」として設定し、農地パトロールを集中的に推進することとしています。

本県においても、平成 22 年 8～11 月を「農地パトロール月間」として実施することとしたい。

③ なお、利用状況調査は、毎年 1 回、区域内の農地を調査するが、周辺農業に及ぼす影響の大きい地域(重点地域)から順次調査し、その他の地域は道路からの目視等により行う。

④ 重点地域の設定にあたっては、耕作放棄地全体調査で色分けした「緑」と「黄」の地域を位置づけるなど、耕作放棄地全体調査のフォローアップ調査と一体的に実施することが効率的である。